

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則を次のように改正する。

2017年（平成29年）3月8日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

- 1 改正する規則  
別紙のとおり
- 2 施行期日

2017年（平成29年）4月1日

#### 提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市奨学金給付審査委員会の設置に伴い、教育長に対する事務の委任に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 小 竹 伊 津 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を  
改正する規則

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成20年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「学校事故措置委員会委員」の次に「，奨学金給付審査委員会委員」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成20年教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（委任事項）</p> <p>第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 社会教育委員，スポーツ推進審議会委員，公民館運営審議会委員，文化財保護委員，教科用図書採択審議会委員，いじめ問題調査委員会委員，学校事故措置委員会委員，<u>奨学金給付審査委員会委員</u>，藤澤浮世絵館運営委員，市民ギャラリー運営協議会委員，アートスペース運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。</p> <p>(14)～(18) (略)</p>	<p>（委任事項）</p> <p>第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 社会教育委員，スポーツ推進審議会委員，公民館運営審議会委員，文化財保護委員，教科用図書採択審議会委員，いじめ問題調査委員会委員，学校事故措置委員会委員，藤澤浮世絵館運営委員，市民ギャラリー運営協議会委員，アートスペース運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。</p> <p>(14)～(18) (略)</p>